

## 徳島市農業委員会総会農地関係議事録

徳島市農業委員会総会農地関係の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成30年6月28日（木） 15時15分から書類審査  
15時30分から開会

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

### 3 議事内容

#### 付議案件

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について      |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について      |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について      |
| 第4号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について    |
| 第5号議案 | 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について |
| 第6号議案 | 農用地利用集積計画の承認について             |

#### 報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
5. 農地法第18条第6項の処理について
6. 農地改良届について
7. 農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出について
8. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
9. 農地法第3条の許可の取消について

#### 4 出席委員

##### 農業委員

在任委員数 19名 出席委員数 17名

- 1番 岸本 昇
- 2番 橘 榮一
- 3番 天羽 俊文
- 4番 野口 俊廣
- 6番 金沢 敬治
- 7番 能田 義弘
- 8番 西 一
- 9番 久米 裕純
- 10番 川人 泰博
- 11番 佐々木 永薫
- 12番 森 政雄
- 13番 品山 昌美
- 14番 植田 美恵子
- 15番 細川 勝義
- 16番 谷川 興一
- 17番 鎌田 良昭
- 18番 朝田 三郎

##### 農地利用最適化推進委員

在任委員数 18名 出席委員数 9名

- 1番 井川 洋二
- 5番 谷野 勝
- 6番 桑野 欣伸
- 10番 武市 慧治
- 13番 高畠 元治
- 14番 兼田 博行
- 15番 住友 勇
- 16番 浦川 昌夫
- 18番 政岡 茂

平成30年6月28日 15時15分から書類審査

徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

議長 ただ今から、平成30年6月徳島市農業委員会総会一農地関係を開会いたします。  
本日の総会は、農業委員19名のうち過半を超える17名が出席しており、会議が成立しております。  
欠席の届出がありました委員は、5番・大貝 美治委員、19番・市岡 沙織委員です。  
はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、本日の議事録署名者は、4番・野口 俊廣委員、14番・植田 美恵子委員にお願いします。  
それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いたします。  
では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。  
それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書1ページをお開きください。

全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられませ。ん。

なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず76aに至るもので、譲受人は許可後も従来と変わらず、青ネギの栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、138aに至るもので、譲受人は許可後、栗や柿の栽培を行うとのことです。

3番と4番は、それぞれに譲渡人と譲受人との間で、農地の相互交換を行うもので、併せて説明いたします。3番の農地1筆と、4番の農地1筆を相互交換するものです。許可後、3番の譲受人の耕作面積は65aに至り、水稻の栽培を行うとのことです。

4番の譲受人の耕作面積は54aに至り、季節野菜の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、あっせんにより、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、488aに至るもので、譲受人は許可後、ニンジンの栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人の農地に対し譲受人が排水管理設のため、地役権を設定するものです。隣接地に建設される譲受人の農家住宅と農業用倉庫の排水放流のため、畑2,439㎡の内9,05㎡に地役権を設定します。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地1筆の所有権が移転され

るものです。譲受人の耕作面積は許可後、148aに至るもので、譲受人は許可後、季節野菜の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上7件で、対象地は、田1, 896㎡、畑2, 454, 96㎡で、合計4, 350, 96㎡となります。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、採決いたします。

第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは、事務局、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議について、ご説明します。

議案書2ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番は、申請人が、農家住宅及び農業用倉庫に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人が居住している住宅及び倉庫が高速道路の用地にかかり、移転することになりました。土地売買契約書・物件移転補償契約書も添付されており、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。なお、今回の対象地の面積は1, 000㎡を超えていますが、土地収用にかかり「従前土地の1.5倍以内であること」との開発許可の基準を満たし、都市計画法適合証明願も提出されていることから、地区の委員からも了承を得て、地区審査は実施しないこととしました。

2番は、申請人が、露天貸駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は、近隣住民や企業からの駐車場整備の需要が高まっていたことから申請地を活用しようと計画したもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。なお、2番につきましては、今月の15日に川内地区の委員の方2名、推進委員2名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

3番は、申請人が、自らの露天駐車場及び露天貸駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人が居住している自宅だけでは車両置場が不足し、面積が十分にある申請地を露天貸駐車場としても使用する計画であり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに農地法の許可を受けずに転用行為がなされており、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

4、5番は、申請人が同一のため、合わせて説明します。4番は店舗（コインランドリー）、5番は農家住宅及び露天駐車場に転用しようとするものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、

申請人は会社定年退職後にコインランドリー経営を始める計画です。また、自宅の老朽化から住宅の新築を検討しており、敷地内で十分な駐車場スペースが確保できないため、自宅用駐車場として使用する計画もあり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第2号議案は以上5件で、田が2,494.10㎡、畑が1,140.53㎡の計3,634.63㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地1,463.07㎡、駐車場・資材置場1,915㎡、その他施設用地256.56㎡です。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の細川委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員 今月15日の午後3時から2番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は植田委員さんと、兼田推進委員さん、住友推進委員さんと私の委員4名、転用者側1名、事務局2名の7名です。場所は、国道11号線と東環状線の交差点から、北西に約250mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者が造成し、自動車の買取・販売業者との賃貸借契約により、車両の駐車場に使用する計画です。また、農振法の除外については、今年の3月に除外されているとのこと。土地の造成については、盛土の上にクラッシャーランを敷きつめ道路高に合わせるとのことです。また、土盛壁を施し、隣接農地には被害を与えない配慮もされています。排水についてですが、雨水は敷地内浸透を基本としますが、大雨時を想定し、南側に集水桝を設置したうえで勾配をとり、南側水路へ放流するとのこと。排水の同意についてですが、地元の川内土地改良区、吉野川土地改良区より、同意を得ております。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、採決いたします。

第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書3ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が、賃貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル288枚、出力84.96kW規模のもので、事業費総額1,000万円、全額を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル232枚、出力68.44kW規模のもので、事業費総額1,000万円、全額を借入資金とする融資証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

3番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、農家住宅1棟と倉庫1棟に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、現在隣接地に居住していますが、道路用地にかかり、作業効率のよい申請地に新しい居宅と倉庫の建築を計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

4番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、現在、親と同居していますが、このたび高速道路用地にかかり、実家の農作業を手伝うため、親の隣接地に、新しい居宅の建築を計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

5番は、譲受人が所有権の移転を受けて、進入路に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、隣接地を所有しており、通行に便利なこの地を利用しようと計画し、所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

6番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天駐車場へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、隣接地でテント・シートの製造、販売等を行っていますが、大型車両の出入りが満足に行えず、駐車場の拡張を計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに更地になっており、このたびの申請について、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

7番から10番は、譲受人、施設の概要等が同一のため、合わせて説明させていただきます。この4件は譲受人が、所有権の移転を受けて、自動車販売店舗及び自動車修理工場に転用するものです。立地基準については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定にあてはまります。一般基準について、譲受人は、自動車販売及び修理業等を営んでいます。事業拡大を計画し、県道徳島環状線沿いにあり、集客が見込めるためこの地に計画し、話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませ

んが、転用面積が1,000㎡を超え、大規模なため、応神地区の委員さん2名、転用者側2名、事務局2名で地区審査を実施しました。

11番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場及び露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、建設業を営んでいます。現在使用している、資材置場が手狭となり、新たな資材置場が必要となったためこの地に計画し、話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

12番と13番は、譲受人、事業内容等が同一のため、合わせて説明させていただきます。この2件は、譲受人が、賃貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、それぞれ太陽光パネル312枚と300枚、出力93.60kWと90.00kW規模のもので、事業費総額4,850万円、全額を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第3号議案は、13件で、田8,460㎡、畑2,264.43㎡で、計10,724.43㎡。

転用目的の内訳は、住宅用地1,387.15㎡、駐車場・資材置場用地978㎡、その他施設用地8,359.28㎡になります。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思えます。

それでは、7番から10番案件の地区審査に参加していただいた、応神地区の品山委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

品山委員

今月15日午後2時より7番、8番、9番、10番案件の審査を、転用者側2名、事務局2名、地元高畠委員さんと私の6名で実施致しました。申請地は県道29号線と徳島北環状線沿いで、応神町と藍住町の町境交差点より東へ400mほどの北側で、この一帯は営農に適している第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、東側には仏壇のもり、西側には徳島市道、農地を分断する恐れもなく、また幹線道路沿いで周囲にも複数の店舗等が集まっており交通量も多く、申請人は自動車物件販売店舗及び自動車修理工場を計画したようでございます。造成計画は、良質な山土にて盛土し、周囲をコンクリート擁壁で囲み、隣接地に迷惑をかけないということです。排水計画は、南側県道沿いの排水路と西側徳島市道側溝に放流する計画で、地元改良区・水利組合との協議も整っており、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題が無く、農地法上の許可を出す条件を満たしているため、応神地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

ご報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、採決いたします。

第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番から6番案件と、11番から13番案件を議案書のとおり許可すること、7番から10番案件につきまして、許可相当として議案書のとおり県に諮問することに異議はございませんか。

- 全委員 異議無し。
- 議長 異議がないということですので、第3号議案については1番から6番案件と、11番から13番案件を議案書のとおり許可すること、7番から10番案件につきましては、許可相当として議案書のとおり県に諮問することに決定いたしました。  
それでは、次の審議に移ります。  
第4号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。  
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 職員 それでは第4号議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、説明させていただきます。  
議案書5ページをお開きください。  
今月の申請は2件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。  
1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。  
2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。  
第4号議案は以上2件で、対象地は、田●●●㎡、畑●●●㎡、合計●●●㎡となっております。  
ご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。  
それでは、採決いたします。  
第4号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、全案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。
- 全委員 異議無し。
- 議長 異議がないということですので、第4号議案については全案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。  
それでは、次の審議に移ります。  
第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、の審議を開始します。  
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 職員 それでは第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議についてご説明します。  
議案書の6ページをご覧ください。  
1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。  
2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。  
3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。  
対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。  
第5号議案は以上3件で、税務署あてに報告しようとするものです。



対象地の面積は田●●●㎡、畑●●●㎡、計●●●㎡となります。  
ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。  
それでは、採決いたします。  
第5号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を議案書のとおり税務署に報告することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を議案書のとおり税務署に報告することに決定いたしました。  
それでは、次の審議に移ります。  
第6号議案、農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。  
なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。  
農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、谷川 興一委員に、ご退席をお願いいたします。  
なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。  
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 議案の説明に先立ちまして、案件の取り下げがありましたので、報告と議案の訂正をお願いいたします。議案書7ページの1番案件について、利用権設定申出者双方から取り下げの申出がありましたので、1番案件の抹消をお願いします。これに伴い18ページの集計欄の再設定の件数を65件に、合計を75件に、田の面積を94,073㎡に、筆数を104筆に、田畑の合計面積を179,812.35㎡、筆数を180筆に訂正をお願いします。

それでは第6号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。

議案書7ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

利用権設定の内、番号に下線が付されているものが新規設定で、残りは従前からの再設定です。

今月は新規設定が10件、再設定が65件で合計75件となっており、そのうち、賃借権が53件、使用貸借権が22件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、2番～11番が多家良地区・12筆・10件、12番～14番が勝占地区・6筆・3件、15番～19番が八万地区7筆・5件、20番が渭東・沖洲地区2筆1件、21番～23番が上八万地区・6筆・3件、24番～26番が入田地区5筆・3件、27番・28番が不動地区8筆・2件、29番～37番が応神地区・29筆・10件、39番～51番が川内地区・46筆・13件、52番～61番が国府地区・19筆・10件、62番～69番が南井上地区・28筆・8件、70番～76番が北井上地区・12筆・7件、となっております。

利用権設定については以上で、田104筆94,073㎡、畑76筆85,739.35㎡の合計180筆179,812.35㎡となります。

続きまして、所有権移転についてご説明します。

議案書19ページをお開きください。

本案件は、それぞれ譲渡人から譲受人へ、売買により所有権が移転されるものです。耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。

1番の、譲受人の耕作面積は、取得後258aに至るものであり、取得後には対象

地において水稻と野菜の栽培を行うとのことです。

2番・3番の、譲受人の耕作面積は、取得後85aに至るものであり、取得後には対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

所有権移転については以上3件で、田3筆、3,989㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

ご審議をよろしくお願いします。

議長

事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、採決いたします。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第6号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

職員

それでは報告事項について説明します。

議案書20ページをお開きください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。4件、受理しました。

21ページをお開きください。

2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。10件、交付しました。

22ページをご覧ください。

3番は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出についてです。4件、受理しました。

24ページをお開きください。

4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。26ページに渡り13件、受理しました。

28ページをお開きください。

5番は、農地法第18条第6項の処理についてです。1件、受理しました。

29ページをお開きください。

6番は、農地改良届についてです。3件、受理しました。

30ページをご覧ください。

7番は、農地の転用制限の例外（農地法第4条）についてです。1件、受理しました。

31ページをお開きください。

8番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。2件、回答しました。

32ページをご覧ください。

9番は、農地法第3条の許可の取消についてです。1件受理しました。

報告事項についての説明は以上です。

議長

報告は以上ですが、何かご意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、平成30年6月徳島市農業委員会総会一農地関係を閉会いたします。

次回は7月31日（火）の開催予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。  
ありがとうございました。

（16時30分）